

平成24年(ワ)第49号等

原告 長谷川 照外

被告 国、九州電力株式会社

意見陳述

2022(令和4)年2月18日

佐賀地方裁判所民事部 御中

原告 今野 秀 則

1.はじめに

今野秀則です。以下、原発事故による過酷な被害の実情を述べ意見陳述といたします。

私は、東日本大震災・福島原発事故前は福島県浪江町津島地区(95.5km² 東京・山手線内側の約1.5倍の面積 約450世帯、約1400人)に住んでいました。津島地区は浜通り阿武隈山地の太平洋に面した側、事故を起こした原発から20~30kmほど離れた場所にあります(別紙①)。地震による被害はほとんど無いにも拘わらず、原発事故による高濃度の放射能汚染のため地区全域が帰還困難区域とされたため避難を強いられ、現在は中通りの安達郡大玉村で暮らしています。

2. 事故直後の状況

その津島地区に、原発事故後の3.12、原発により近い沿岸部から浪江町民など1万人近くの人びとが避難してきました。住民は避難者を地区内の小・中学校や集会所、更には自宅にも受け入れ、炊き出しなどを行って懸命に支えました。私も行政区長として地区の集会所を開放し、避難所まで案内などをしました。当時の混乱した状況の例を挙げれば、町の中心部から地区に通じる約30kmの国道114号は車が数珠つなぎの状態となって辿り着くのに5~6時間を要し、避難所となった小・中・高校の校庭や周辺は車で溢れ、避難所内は足の踏み場もないほどの混雑、地区内唯一の医療機関である津島診療所に

は大勢の受診者が殺到、20～30 人もの親戚・縁者を受け入れた民家も多数あります。地区内は避難者であふれかえり、騒然とした雰囲気と底知れぬ不安に包まれました。

原発事故による放射能汚染の情報は、国、県及び東電からは一切ありませんでしたが、TV 報道や近隣町村の避難状況に鑑みて、津島地区が 20km 圏外にあるとは言えいつまでも留まることはできないと、3.15 の町災害対策本部会議で町長が避難を決断し、その日のうちに地区住民、避難者共に町外に避難をしたのです。

3.15 の避難当日、私は町の要請で担当する行政区内(50 戸)を回って避難を呼びかけましたが、不在の家もあったため先に妻と娘を福島市内の妻の実家に避難させてその日は家に留まり、翌日再度各戸を巡回後避難しました。

3.避難の経緯

避難当初は 2～3 日、長くても 1 週間程度で戻れるだろうと思いました。しかし、事故の深刻さ、過酷さが判明するに従いその希望が打ち砕かれ、現在に至る長期の避難生活を強いられることとなったのです。この間、3 月一杯は福島市内の妻の実家、その後福島市、南相馬市の 2 か所のアパート暮らしを経て、独立した娘と別れ同年 12 月から妻とともに中通りの本宮市内白沢地区に借り上げ住宅を確保して 5 年を過ごし、平成 28(2016)年 12 月から 5 か所目の避難先として中通りの安達郡大玉村に家を新築して移り住み現在に至っています。

この間、数え上げられないくらい色々なことがありました。いくつか例を挙げれば、避難直後にチェルノブイリ同様になるという虞れから思い出が詰まったアルバムを持ち出したこと、4 か所目の見知らぬ土地の借上住宅に入居した際には不安で心細く思っている私たちを隣組の皆さんが歓迎会を開き暖かく迎え入れてくれ心から感謝したこと、事故後約 1 月後に連れ出した愛犬が 4 年後の 2 月に突然下血し雪を真っ赤に染めて死んでしまったこと、事故直後から避難先で開いた地区区長会(8 人)で毎月のようにふるさとの復興再生を協議し、せめて自らが各戸の線量を図って地区民に伝えようとそれぞれが担当する範囲を計測し続けたこと、平均すれば月 1 回程度立ち入り許可を得て自宅の維持管理に努めたことなど、挙げればきりがありません。

4.ふるさとの豊かな暮らし

津島地区は農業を基本に、酪農・畜産業や特産の御影石を扱う石材業、全国的にも有名な銘木・津島松などの林業が主な産業で、決して経済的に恵まれているとは言えません。

しかし、ふるさとである津島地区には、お金では測れない「豊かさ」がありました。四季鮮やかな豊かな自然の中で、先代から受け継いだ歴史、伝統、文化、伝承芸能、お墓などを大切に守り、住民同士の強い絆の下に、年中行事を楽しみながら互いに交流し助け合って暮らす、平穏な日常の暮らしです。地域社会の中で日々平穏に生活することが、私たちにとって生き甲斐であり、楽しみ、喜びなのです。また、先人が営々として築き私たちに託したものを受け継ぎ、さらに住み良い地域にして、それを将来世代につなげていくために、地区挙げて地域作りや活性化の事業に取り組むことも大きな喜びでした。

ふるさとは、私たち地域住民の生活や思い出の全てが詰まっています。そこでこそ私たちは地域で暮らす住民として、人間として、尊厳ある生活が出来るのです。

そうしたなかで、私は、祖々父母から4代目となる旅館業を受け継ぎ、古い家を大切に守って暮らしてきました。幼いころから雑巾がけや掃き掃除など父母を手伝い、長じては父母とともに庭木の剪定や草むしりなども行って、四季折々の花々に心を癒され楽しむ日々を送っていたのです。当然ながら、地域の人々との交流を繰り返す、生きがいを感じる毎日でした。

別紙②をご覧ください。

P.1に庭に咲く花の一部を載せました。季節毎に咲く花々を眺めるのが嬉しく楽しいため、花が終わった後の剪定は欠かさず行ってきました。広い庭の沢山の植木を剪定し除草するのは大変ですが、生きがいでもあったのです。

P.2は自宅周辺の空撮写真で復興拠点区域に含まれますが、今や家屋解体が進んで完了札が墓碑銘の様に立つ空地だらけになってしまいました。

別紙③をご覧ください。地区内の年中行事の一部を掲載しました。年中行事などは、町内会(隣組／小字)＜行政区(大字)＜津島全域、と重層的に行われます。このため、ほと

んどの地区民は親密な交流を図ることとなり、顔見知りとなります。つまり、個人＜家族＜町内会＜行政区＜津島全域の人々との繋がり・交流が生まれ、地域社会での暮らしに喜びや楽しみ、生きがいを感じて暮らせるのです。これは、一人私個人に限るものではなく、地区民皆同じことです。

別紙④を見てください。地区に伝わる伝承芸能の「田植え踊り」で約 300 年余の歴史を有し、福島県重要無形民俗文化財に指定され地域住民の誇りです。私は地区の郷土芸術保存会長として保存継承に関与し、一緒に舞に加わりましたが、地域の歴史や地域の人びととの一体感に身を置く感慨を覚え、心が高揚する充実感に満たされました。

5. 避難生活を強いられる苦悩

このような何気ない、しかし、私たちにとって大切な地域の生活は、原発事故による極めて高い放射能汚染のために、突然奪われ、断ち切られてしまいました。地域の人々は文字通り県内外に離散し、親戚、友人との普段の交流もままならない状況に追いやられました。何の罪科もない私たちにとって、これほどの理不尽、不条理はありません。

後に判明したのですが、3/12～15の間、特に3/15には風向きの関係や降雨、降雪のために、津島地区は高濃度の放射能に汚染され避難してきた人も住民も被曝していたのです。事故後既に10年余が経過しますが、依然として高い放射線量に汚染されたふるさととは帰還困難区域とされて立ち入りが制限され、現在に至るも基本的に、何時戻れるのか、果たして帰れるのかさえ分からないまま避難生活を続けざるを得ない状況にあります。

ふるさとを追われ、ばらばらに避難を強いられた私たちは、人間としての居場所を奪われました。身にまとうすべての衣をはがれ裸同然の状態に放り出されて、孤立した生活を今も強いられているのです。この間、生きるために数多くの選択を迫られましたが、自ら望んだ選択肢はただの一つもない過酷な生活です。

一方で、ふるさとへの痛切な思いがこみあげ、帰りたい強い気持ちが募って、ふるさとにつながる話題や物事に接する度に、胸をかきむしられるほどの苦痛を抱きます。国、東電は私たちの人生を奪い、地域に住む人間としての誇り、尊厳ある存在を奪い去ったのです。ふるさと

は、唯一無二のかけがえのないものであり、代替え出来ません。決して金銭には代えられず、賠償が支払われても満たし得ないものなのです。

私自身は、不肖ながら地区住民のほぼ半数で構成する原発事故被害者原告団の団長の職にあるためそれなりに多忙ですが、ふと気づくと奈落の底が抜けるような不安、空虚感、所在のなさに茫然自失する日々があります。地域社会の縁を失うのはそれほど辛いことなのです。

6.津島地区の現状

現在、帰還困難区域である津島地区は、僅かに地区の1.6%(1.53km²)に過ぎない一部で特定復興再生拠点区域(所謂「復興拠点」)の整備や、地区内主要道路の線量低下を図る路側から両側20mの範囲の除染(ただし、規制解除の対象外)など、除染及び家屋の解体が進められています。一方、これまで放置され続けてきた拠点区域外(所謂「白地地区」)については、与党の第10次提言を受けて国は昨年8月末に、帰還意向に応じて必要な個所を除染し2020年代に規制を解除する方針を新たに示しましたが、謂わば点の除染に留まり、依然として地区全体に係る明確な方針は示されません。しかも、新たな方針がどこまで踏み込んだ対応をするか今後の課題として残されています。

無人状態で管理が行き届かないふるさとは荒廃が進み、家や庭は荒れ放題となり森に飲み込まれようとしています。また、柳などの雑木が生い繁る田畑は林、森に変貌してしまいました。ネズミやイノシシ、ハクビシン、猿などが跋扈し、野生動物に入り込まれた家を見る影もないほど荒らされ、悲惨の極みです。住民自らが保全管理するのは本当に困難な状況です。立ち入りする度に、茫然自失するしかありません。

国は、住宅など生活区域は除染しても山林は除染しない方針です。山林は私たち地域住民にとって水源地であり、子供たちの遊び場、山菜や茸採り、木材資源を採集する場です。地域の住民が日常的に立ち入る生活圏そのものです。山林が8割を超える自然と一体の生活の津島地区で、山林除染をしないのは地域住民に戻るなと言うに等しいことです。地区の僅かな一部のみを除染し規制解除しても、地域の復興・再生は望めません。

10 年余を経過した現在でも、空間放射線量は依然として 0.3～10 μ sv/h などの高い状況にあり、除染せずにこのまま放置されれば、私たちは廃村・棄民を強いられ、ふるさとを失ってしまいます。

7.ふるさとを返せ

このように地域の住民は、原発事故が引き起こした悲惨な事態にこの 10 年余苦しめられ、悔しい思いをしてきました。このあり得ない過酷な状況を引き起こした国及び東電の責任を問い、なんとしてもふるさとを取り戻したいと、半数に及ぶ地区住民が原告団を結成して裁判に臨み、「ふるさとを返せ」と闘い続けています。

私たちは決して金目(賠償)が目当てではありません。ふるさとが汚されたままに放置されず以前の清浄な環境を取り戻したい、ふるさとでの平穏な生活を取り戻したい、そのことだけが私たちの願いなのです。そして、山林を含む地域一帯の豊かな自然の中、喜怒哀楽を共にする地域の人々との平穏な日常の暮らしの中で、生涯を過ごし、終えるのが望みなのです。

原発事故は、国土を実質的に失うような被害、そこに住む地域社会、住民の生活を丸ごと消し去るような被害を与えました。私たち地域住民は人生を奪われたに等しい過酷な被害を受けたのです。地域社会は人が生活する根幹を成すものです。それが根こそぎ奪われてしまう、こんなことが許されていいはずはありません。

8.原発事故に対する思い

原発事故は、文字通り地域社会を地図から拭い去ってしまいます。極論すれば国土そのものを失ってしまうのです。人間は放射能を制御する技術を持ちません。原発と人間社会は共存できないのです。現在も、決して「アンダーコントロール」状態にはないのです。原発と言う人間の制御が及ばないものが一度事故を起こせば、如何に悲惨な事態になるか、その過酷な現実を私達は担い続けさせられているのです。

原発は電気を製造する一手段に過ぎません。それが、人々が生活する基本的な権利、生存権や幸福追求権、居住権などの人権に優先するはずはないのです。

原発事故が再び起こらない保障は何処にもないのです。吉田調書に依れば、東日本壊滅を覚悟したとあります。そのような事態を再び引き起こしてはなりません。少なくとも、万が

一過酷事故が起こっても、速やかに原状回復できる除染体制を整えて備えるべきなのです。現状は除染して20msv／年を下回れば規制が解除されます。しかし、元の生活ができる程度の現実の生活圏の範囲まで、かつ帰還しても大丈夫な程度の線量、すなわち限りなく1msv／年になるまで除染しないと、安全安心に帰還することは出来ず、ふるさとの復興再生は困難です。

私たちの裁判で1審判決は、原状回復請求、すなわち放射線量を低下させる国及び東電の義務を認めませんでした。であるなら、なおのこと原発は稼働させるべきではありません。

他の人達に、私達のような悲痛な思い、悲惨な生活を味わって欲しくありません。原発事故の過酷な実情を真摯に見つめ、同様の事態を再び引き起こさないよう、心から願わずにはられません。

そのことを申し上げ、私の意見陳述といたします。